



町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、期限内にお申し込みください。

住宅名	公営住宅 小座団地C-2-1	公営住宅 細田団地A-3	特定公共賃貸住宅 中原団地2-1	ヴィラヤマセミ団地 2号室
所在地	鏡野町小座784	鏡野町奥津川西745-1	鏡野町上齋原271-1	鏡野町富東谷414-10
募集戸数	1戸	1戸	1戸	1戸
間取り	3DK	3LDK	2LDK	2LDK
構造	簡易耐火平屋建て	木造平屋建て	木造2階建て	鉄骨木造混合造 2階長屋建て
家賃(月額)	5,600円～14,900円 ※収入によります	23,400円～62,100円 ※収入によります。	24,000円	30,000円
共益費(月額)	—	—	6,000円	700円
敷金	家賃の3か月分			
入居条件	○町内に住所又は勤務地を有する人 ○現に住宅に困窮していることが明らかな人 ○家族のある人（近く結婚予定の人を含む） ○地方税の滞納がない人			
	○収入が公営住宅法及び鏡野町町営住宅管理条例により算出した収入基準以内に該当する人		○収入が鏡野町特定公共賃貸条例により算出した収入基準の範囲に該当する人	○年間所得が100万円以上ある人
	○申請者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である場合には、入居することができません			
申込期限	平成21年3月19日（木）			
入居予定日	平成21年4月下旬の見込み			
申込・問合せ先	鏡野町役場建設課 ☎0868-54-2989			

進学・就職・転勤などにより、引っ越しの多い季節になりました。

鏡野町から転出される方は転出日の前後14日以内に、転入される方は転入した日から14日以内に、それぞれの手続きを行ってください。

こんなときは	届出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越してきたとき	転入届	引っ越してから14日以内	転出証明書（前住所地の市区町村長発行のもの）、届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証
鏡野町内で引っ越したとき	転居届	引っ越してから14日以内	届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証、住民基本台帳カード（発行を受けている方）
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届	引っ越しをする14日前から届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳（印鑑登録をしている方）、住民基本台帳カード（発行を受けている方）
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

- ・転出届をされますと転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。
- ・上記の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。同じ世帯以外の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。
- ・窓口へ届出にいられた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものをご持参ください。
- ・国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。
- ・該当する方は、介護保険・乳幼児医療・児童手当等の手続きが必要です。くわしくは鏡野町役場町民環境課町民係及び各振興センター、または新住所地の市区町村へおたずねください。

お問い合わせ

- 本庁町民環境課 ☎0868-54-2984
- 奥津振興センター ☎0868-52-2211
- 上齋原振興センター ☎0868-44-2111
- 富振興センター ☎0867-57-2111

転出届・転入届をお忘れなく